

○ 食品原材料調達安定化等対策事業 スキーム

補助率： 1/2等

補助対象者： 価格が2割以上高騰している輸入食品原材料を使用又は輸入農林水産物等を調達していること、R4年2月以降の地政学リスクや異常気象・災害等のリスクが顕在化していること

- ※別に定めるところにより、その証明ができる者
- (1) 食品の加工・製造を行っている事業者（「食品製造業者」という。）又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
 - (2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
 - (3) (1) 又は (2) に該当する事業実施者とともに事業を実施しようとする者。

支援対象取組：

- (1) 原材料調達先多角化支援
原材料調達先の多角化を通じた調達の安定化のため、**原材料切替（環境に配慮した持続可能な原材料調達を含む。）又は国産原材料の取扱量の増加に伴う機械・設備の導入・更新又は新商品等の開発、製造・販売・PR**を支援
- (2) 生産性向上によるコスト削減等支援
輸入原材料の利用抑制のため、**製造ラインの高効率化**（省人化（揚げ油の劣化防止装置等の導入等を含む）、省力化）又は**環境に配慮した食品ロス抑制**に必要となる機械・設備の導入・更新又は新商品等の開発・製造・販売・PRを支援

※国産への切替や環境への配慮した取組は採択の際、加点することを検討中

支援対象経費： 新商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）、原材料切替等に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分に限る）、新商品PR費、新商品（主食）の市販段階における原材料費（販売促進のための一定期間）等の一時的経費 等

※原材料費の支援対象は、小売製品の製造又は飲食店等で使用される輸入小麦又はその加工品を国産の米、小麦又はその加工品への切替に限る。支援期間は2ヶ月間以内とする。

補助上限： 採択1件当たりの補助上限は2億円 補助下限は100万円
（ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は上記とは別に1億円とする。）

農林水産省

補助金

事業実施主体（事務局）：
(株)日本能率協会コンサルティング

補助金
1/2

※大企業については、新商品（主食）の市販段階における原材料費の補助率1/3

①
③
⑤

②
④
⑥

【交付決定までの手順】

- ① 課題提案書の提出
- ② 審査・採択
- ③ 事業計画の策定
- ④ 事業計画の確認
- ⑤ 交付申請書の提出
- ⑥ 交付決定

※事業終了後、事業結果報告書を提出、清算払い

食品製造事業者
飲食事業者 等

食品製造事業者 等
+ 食品流通事業者等

新商品等販売

消費者

1次公募期間：

令和5年2月20日(月)～3月10日(金)

URL: <https://jmac-foods.com/genzairyou>

JMAC 原材料調達

検索

〔2次公募は予算の範囲内で令和5年4月以降実施予定〕